

平成 26 年 6 月 30 日制定（国空航第 211 号）
令和 4 年 3 月 29 日最終改正（国空航第 3037 号）

国土交通省航空局安全部安全政策課長

航空従事者養成施設等に係る審査及び検査を実施する者の資格要件

1. 目的

本通達は、航空法（昭和 27 年 7 月 15 日付法律第 231 号）、航空従事者養成施設指定申請・審査要領（平成 12 年 10 月 11 日付空乗第 1197 号、以下「審査要領」という。）、准定期運送用操縦士課程に係る航空従事者養成施設指定申請・審査要領（平成 24 年 3 月 28 日付国空航第 824 号、以下「MPL 審査要領」という。）及び航空機整備訓練課程指定申請・審査要領（平成 12 年 12 月 13 日付空乗第 2179 号、以下「訓練課程審査要領」という。）に基づき、航空局安全部安全政策課（以下「安全政策課」という。）が所掌する航空従事者養成施設等の指定審査及び課程審査（以下「審査」という。）並びに隨時検査及び定期検査（以下「検査」という。）を適正に遂行するため、当該審査又は検査を実施する者（以下「検査員」という。）の要件について定めることを目的とする。

2. 航空従事者養成施設等における審査及び検査の対象

審査及び検査の対象は、次のとおりとする。

- (1) 操縦士の航空従事者養成施設
- (2) 整備士の航空従事者養成施設
- (3) 運航管理者の航空従事者養成施設
- (4) 整備士の訓練課程

3. 定義

本通達における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 指定審査

航空従事者養成施設の指定を受けようとする者に対し、航空法施行規則第 50 条の 4 の基準に適合するかどうかを審査すること及び整備に係る訓練課程の指定を受けようとする者に対し、訓練課程審査要領第 4 部の基準に適合するかどうかを審査することをいう。

(2) 課程審査

航空従事者養成施設の指定を受けた課程についての限定を受けた事項について変更をしようとする者に対し、航空法施行規則第 50 条の 9 の基準に適合するかどうかを審査することをいう。

(3) 隨時検査

指定養成施設に対し、航空法第134条及び審査要領第4部4の規定に基づき、各指定養成施設の指定基準への適合性が維持され、教育内容、教官の能力、技能審査のレベル等が一定水準以上に保たれ、施設を構成する各要素が組織として有効に機能していることについて確認することをいう。

また、訓練課程に対しては、訓練課程審査要領第4部2の規定に基づき、指定基準への適合性が維持されているか等を確認することをいう。

(4) 定期検査

MPL課程に対し、PANS-TRG 第3章アpendix 3 3. 1 e) の規定及び航空法第134条及びMPL審査要領第4部4の規定に基づき、各指定養成施設の指定基準への適合性が維持され、教育内容、教官の能力、技能審査のレベル等が一定水準以上に保たれ、施設を構成する各要素が組織として有効に機能していることについて確認することをいう。

4. 検査員の要件

4-1. 資格

検査員は、下表の左欄に掲げる対象業務について、それぞれ右欄に掲げる資格を有していること。ただし、右欄に掲げる業務経験と同等以上の資格を有すると安全政策課長が認めた場合は、この限りではない。

なお、下表の左欄に掲げる対象業務以外の業務については、4-2に定める所定の訓練を修了した者が審査又は検査を実施できるものとする。

対象業務	資格
操縦士の養成に関する業務（学科教育、実技教育、技能審査の内容及び方法）	航空従事者試験官等の任命に関する訓令（平成13年国土交通省訓令第95号）第1条及び第2条に基づき、航空従事者試験官（操縦士）の任命を受けた者
整備士の養成等に関する業務（学科教育、実技教育、技能審査の内容及び方法）	航空従事者試験官等の任命に関する訓令（平成13年国土交通省訓令第95号）第1条及び第2条に基づき、航空従事者試験官（整備士）の任命を受けた者
運航管理者の養成に関する業務（学科教育、実技教育、技能審査の内容及び方法）	航空従事者試験官等の任命に関する訓令（平成13年国土交通省訓令第95号）第1条及び第2条に基づき、航空従事者試験官（操縦士）の任命を受けた者であって、定期運送用操縦士の資格を有する者

4－2. 訓 練

検査員は、安全政策課が行う以下の課程を修了していること。

4－2－1. 基礎課程

(1) 初期訓練

本訓練は、航空局安全部の業務に係る一般的な知識を習得させることを目的とし、訓練項目は別表のとおりとする。なお、本訓練は、安全監査実施要領（平成18年10月23日付国空航第596号）第8章8－1－1. (1) ①の初期訓練に代えることができる。

(2) 一般訓練

本訓練は、審査等に必要な一般的な知識を習得させることを目的とし、訓練項目は別表のとおりとする。なお、本訓練の一部は安全監査実施要領第8章8－1－1. (1) ②の一般訓練に代えることができる。

4－2－2. 専門課程

(1) 検査員訓練

本訓練は、審査等を行う上で必要な知識、手法等の専門知識を習得させることを目的とし、訓練項目は別表のとおりとする。また、本訓練は、安全監査実施要領第8章8－1－1. (2) ①の共通監査訓練に代えることができる。

(2) 指定養成施設等検査訓練

本訓練は、指定養成施設等に対する審査等を行う上で必要な専門的知識を座学及び実技により習得させることを目的とし、訓練項目は別表のとおりとする。なお、座学訓練は、航空従事者試験官研修・審査要領「2研修2－2－1－2座学研修」の研修項目「安全政策課業務」のうちの養成業務に代えることができる。実技訓練は審査等のオブザーブ及びOJT(On the Job Training)を実施するものとする。

5. 定期訓練

検査員の知識及び技量を維持するため、原則として年1回の定期訓練を行う。本訓練の内容はその都度設定する。

6. その他の訓練

安全政策課長は、上記に定める訓練の他、業務を行う上で必要と認められる内容について、訓練を設定し、これを行うことができるものとする。

7. 訓練の管理

7－1. 管理者

訓練を統括的に管理する者として、訓練担当者を置くこととする。

訓練担当者は、首席航空従事者試験官がその任にあたるものとする。

7－2. 訓練の記録

- (1) 訓練担当者は、人事異動等により訓練が必要となった場合には、訓練対象者の経歴等を考慮して訓練実施内容を計画する。
- (2) 訓練担当者は、計画した訓練実施内容を訓練実施計画書・報告書（第1号様式）により安全政策課長の承認を得るものとする。
- (3) 訓練担当者は、訓練実施後、実施内容を第1号様式により安全政策課長に報告するものとする。
- (4) 訓練担当者は、訓練を修了した職員の訓練履歴を管理するものとする。

7－3. 訓練の省略

- (1) 訓練実施計画を作成する際に、その職員の業務経歴等を考慮し、十分な経験を有すると認められる場合には、訓練の一部又は全部を省略することができる。
- (2) 訓練の一部又は全部を省略する場合は、省略の理由を明確にし、安全政策課長の承認を得ることとし、訓練履歴にその旨記載するものとする。

附則（平成26年6月30日付け国空航第211号）

- 1 本通達は、平成26年6月30日から施行する。
- 2 本通達施行前に実施された訓練を修了した者にあっては、本通達に規定する訓練を修了したものとみなす。

附則（令和4年3月29日付け国空航第3037号）

本通達は、令和4年4月1日から施行する。

別表 訓練項目等一覧

訓練の種類	訓練項目	受訓時間	訓練形態
初期訓練	航空局組織及び業務の概要	1. 5 時間	座学
	航空法及び関連規則の概要	1. 5 時間	座学
	ICAO 及び外国政府機関の概要	1. 0 時間	座学
一般訓練	安全政策課の組織及び所掌	1. 0 時間	座学
	航空安全推進室の組織及び所掌	1. 0 時間	座学
	航空機安全課の組織及び所掌	1. 0 時間	座学
	法規等 ・国際民間航空条約附属書 ・サーキュラー等の概要	1. 5 時間	座学
	指定養成施設の概要	1. 0 時間	座学
検査員訓練	安全監査実施要領	4. 0 時間	座学
	安全監査に係る基礎知識(SMS 含む)	4. 0 時間	座学
	不具合事例	4. 0 時間	座学
指定養成施設等 検査訓練	航空従事者養成施設指定申請・審査要領	0. 5 時間	座学
	指定養成施設の審査又は検査	0. 5 時間	座学
	審査又は検査のオブザーブ	1 回	実技
	審査又は検査の OJT	1 回	実技